

付録 28	日米経済協力に関する1951年12月22日付総理のダレス顧問宛書簡	230
付録 29	1951年12月28日付リッチウェイ最高司令官宛総理の依頼状および駐日米国大使・米英の対中国政策・共産中国に対する逆浸透問題に関する12月27日付ダレス顧問宛総理のメモ	231
付録 30	中国問題に関する総理発ダレス顧問あて書簡公表問題ー1952年1月14日・15日井口次官シーボルト大使会談録ー.....	235
付録 31	中国問題に関する吉田総理書簡写在京英国ミッションに手交の件(1962年1月16日).....	236
付録 32	イーデン首相回顧録 Full Circle 抄.....	237
付録 33	1952年1月16日の米国上院議事録抄 ..	238
付録 34	1952年1月22日付シーボルト大使の送状	243
付録 35	中国問題に関する吉田総理書簡に対する1952年1月16日付ダレス大使返簡	243
付録 36	1952年1月18日接受木村台北在外事務所長来電	244
付録 37	中国問題に関する書簡に対する各国の反響(1952年1月20日)	245
付録 38	1952年1月16日の何中国代表団長の声明と1月18日の葉国府外交部長の声明	246
付録 39	中国問題に関する内奏資料(1952年1月15日).....	247
付録 40	南方諸島の地位に関する日米話合いの経緯についての内奏資料(1952年4月23日).....	248

第1部 平和条約調印まで

第1 1951年1～2月の日米交渉

1 1月26日タシーボルト大使とアリソン公使は目黒官邸に吉田総理を訪問して、米国の対日講和7原則の覚書と彼我話合いの議題を手交して辞去した。

7 原則は 1. Parties として

Any or all nations at war with Japan which are willing to make peace on the basis proposed and as may be agreed.

と述べ、また、議題の13は「手続、として次のように述べていた。

13. Procedure: What should be the future procedure, having regard to the probable attitude of the Soviet Union and the status of China.

これに対する日本の見解は、1月30日先方に交付した文書(吉田総理イニシアル)に、次のように述べてある。

XIII. Procedure

We want and expect to conclude peace forthwith with as many countries as possible.

We hope that there will be no delay in the making of the treaty for procedural reasons; and that the substance of the treaty will not be sacrificed for the sake of winning more adherents.

2 わが方がこのように「直ちになるべく多数の国と平和条約を締結したい。ソ連の参加や中国の取り扱いのような手続事項のため条約締結が延び、または、条約の内容が犠牲にされるのを好まない」との態度を表示したに対しダレス代表は、1月31日の会談で、「条約を早く締結することに異存ない。東京会談後ニュー・ジーランド、オーストラリアにゆきワシントンに帰える。4箇月のうちに条約案はできると思う」と述べただけで、中国問題にふれるところなかった。

第2 1951年4月の日米交渉

1 4月11日トルーマン大統領は、マックアーサー元帥の罷免を発表した。同日タホワイト・ハウスは、米国政府の方針は既定の原則による対日平和条約をすみやかに締結

するにあること、および、対日平和解決の重大性にかんがみてダレス特使が日本を訪問すべきことを発表した。

ダレス一行は4月16日着京した。

2 これよりさき3月27日シーボルト大使（同大使はダレス使節団の離日後、東京出発、ホノルルで使節団と落ちあい、いつしよにワシントンにゆき、3月21日東京に帰任したばかりであつた）は目黒官邸に総理を来訪し極秘裡に米国作成の平和条約案を手交した。同条約案は前文と本文8章22項から成るもので、第5章政治および経済条項の11項に日本の中国における特殊権益の放棄を規定し、また、第8章最終条項の21項に日本と合衆国をふくむ極東委員会構成国の過半数の批准書の寄託を条約の発効条件として規定していた。

3 4月17日先方は、英国の対日平和条約案を内示し「来るべき米英会談において資料として活用したいので」わが方の意見を提出するよう求めた。

英国の条約案はイタリア平和条約と同一型式のもので10章40条から成り五つの付属書がついていた。そして第2章政治条項の第3款中国における特殊権益と題し第11条として中国における特殊権益を具体的に列挙してその放棄を規定し、また、第10章最終条項の第2款実施と題し第40条として条約は米、英、ソ、中、比、パキスタン、インド、インドネシア、セイロン、フランス、オーストラリア、ビルマ、ニュー・ジラランド、オランダの14国のうち米、英をふくむ7国による批准書寄託を条約発効条件とし米国条約案のように日本のそれを包含していなかつた。

4 18日の総理・ダレス会談でダレス代表は、1～2月の訪日以後における平和問題の推移を報告し米国の既定方針に変更のないことを確言した。報告のなかで英国の条約案提示、米英話しあいの大要を説明したあと

「英国は中共問題を提起した。台湾の地位の問題を提起した。英国はこれらの問題をどうしようというのか。真剣か。政治的ゼスチュアーが。自分は、結局、ロンドンにゆくことになるうが、それまでは自分にも解らない」

と告げた。

第3 1951年5月の米国の照会

1 5月18日午後2時シーボルト大使は目黒官邸に総理を来訪し、対日平和条約に中

(2)

国のいずれの政府が署名すべきやについて、次のような方式を例示して、日本政府の見解を求めた。

A 共産主義政権による署名。

B 国民政府による次のいずれかの署名。

1 他の連合国と同時に、同一の儀式において行うもの。

2 他の署名者が出席しない別個の儀式において、別の謄本に対して同時に行う署名。または、

3 日本政府および国民政府間に取り極められたところに従う、後の署名または加入。

C 政府の地位が明らかとなるまで、中国を代表するいかなる署名をも延期すること。

D 示唆することのできるいずれかの他の方法。

大使が残していつた書き物は、付録1に収めてある。

2 直ちに研究して結論を出すよう指示をうけた事務当局は、夕刻から午後9時まで条約局長室に参集して検討した。参集者は島津（久大）、安藤（吉光）、高橋（通敏）、藤崎（万里）、西村の5人。5人の間でとりまとめた結論は次のとおりであつた。

(1) 共産政権に署名させることに、同意し得ない。自由陣営の一員として共産世界に対抗して行こうとする日本として、これは、明言すべきである。

(2) 国民政府に他国政府と同時に同じ調印式で調印させる方式（Bの1）は、従来からの米国の態度からくる当然の帰結である。

米国の方針に同調する意味において、これが一番いいということは、言うべきである。しかし、米国のこの立場が英国その他の中共承認国によつて、反対されるところに問題がある。米国は、この方式に代る方式を探索して、日本の意見を求めている。従つて、日本は、この方式以外のどれがよろしいかを明示してやるのが適当である。

(3) 平和条約に署名すべき中国代表の問題は、現在のところ法律的に解決不能であり、政治的にも極めて困難である。関係国すべてを満足させる解決方法はあるまい。見透しとしては、結局、時日をかけて中国代表問題が解決するまで、中国の条約参加を延期することになる外あるまい。すなわち、Cに帰着しよう。しかし、日

(3)

本からこの方式がよいということは、米国と国民政府を失望させる。だから、日本は「中国代表問題のような手続問題のため平和条約の署名が延引されることは、はなはだいかんである。1日も早く1国とでも多くの国と平和関係に入りたいのが日本の熱望である。」ということを書いてやることで、満足すべきである。

- (4) 従つて、結論として、Bの2か3のうち、どれがよろしいかということになる。2は大多数の国と平和条約を署名すると同時に同じ場所で日本が国民政府と別個に同内容の別の文書（カウンターパート）に署名するのである。3は、原文が簡潔にすぎて明白でないが、ここにいう署名は、察するところ、一般調印式の後あまりへだたりのない後日2と同じような方式の署名を行なおうとするものであろう。とすれば、この署名は、2に比しておもしろくない。けだし、これは国民政府を選択するという日本の積極的意思が目立ち、将来、中共政権を承認している東南アジア諸国と密接な経済関係に入ろうとする日本にとつておもしろくない結果を生ずるおそれがある。3にいう、加入が平和条約の加入条項に従つてなされる加入であるならば、これは、国民政府の米国政府に対する通告によつてなされるものであつて、目立たず無難である。3の方式をとるならば加入（ただし平和条約の条項による）を希望すべきである。3の署名は、とるべきでない。

3 上述の結論を基礎にして、事務当局は、次のような回答案を作成した。回答案の基礎となつた結論は「中国代表問題に関する合衆国の照会に対する回答案理由書」（昭26・5・19）として回答案に添えて次官に提出した。

中国代表問題に関する 合衆国の照会に
対する回答案（昭和26・5・19）

- 1 中国の国民政府と共産政権のいずれが平和条約に署名すべきかは、連合国の決定にまかしたい。
 - 2 しかし、強いて意見を求められるならば、日本政府の意見は次のとおりである。
- イ 共産政権の署名は、好まない。
- ロ 国民政府が他の連合国と同時に同じ調印式で署名することを好ましいと考える。しかし、この方式に英国その他共産政権を承認しておる連合諸国が反対しておるところに問題があると了解する。

（ 4 ）

ハ よつて問題の解決には、Bの2または3のいずれをとるべきかに帰着する。Bの2すなわち大多数の国と平和条約を署名すると同時に、同じ場所で別に日本政府が国民政府と別個の文書（カウンターパート）に署名することは、あまりに技巧的であるように考えるが、連合国でこの方式を採用されることに異存はない。しかし国民政府が平和条約の加入条項に従つて平和条約に加入することが最も無難な方法であらうと考える。

3 日本政府は、従来くりかえし表明したように、1日も早く1国とでも多くの国と平和関係に入ることを熱望する。この見地から、中国代表問題のような手続問題のために平和条約の署名が延引されることは、極めて苦痛とするところである。従つて、上述の見解にかかわらず、米国政府がC、すなわち中国代表問題が解決をみるまで同国の署名又は加入を延期せられることになんらの異存もないことを付言したい。

4 ところが、同じ19日の朝、大磯の吉田総理から井口次官を通じて「国民政府が他の連合国と同じ調印式で署名するのを希望する」という趣旨で返答を用意するようとの連絡があつた。これは、事務当局の回答案とちごう。この方式に英国などが反対しているところに問題があるので、米国は他の方式を探求していると考えべきである。しかし、総理の明白な指示があつたので、西村と高橋の両人は早急に次のような簡潔な回答案をつくり、小畑くんに英文にしてもらつた。

中国代表問題に関する 合衆国の照会に
対する回答案（昭和26・5・19）

日本政府は、

- イ 共産政権の署名を好まない。
- ロ 国民政府が、他の連合国と同時に、同一の儀式において、署名することを好ましいと考える。日本政府は、従来多年にわたつて関係をもつてきた国民政府が同じく自由陣営の一員としてその地位を強化してゆくことに、関心をもつものである。

（日本政府は、早期多数講和を熱望する立場から、手続問題のために条約の署名が延引されることは、はなはだ苦痛とするところである。従つて、上述の見解にかかわらず、中国代表問題について連合国間に短期間内に妥協点を発見せられるこ

（ 5 ）

との困難な場合には、米国政府が、「政府の地位が明らかとなるまで中国の代表の署名を延期せられる」ことになんらの異存もない。)

We do not like signature by Communist regime.

We consider it desirable to have the Chinese Nationalist Government sign concurrently and at the same ceremony with other Allied Powers. The Japanese Government is interested in seeing the strengthening of the Nationalist Government as a member of the free world.

Because of our fervent desire for an early majority peace we would be much disappointed if the signature of the treaty were to be delayed on account of a procedural question. Accordingly, apart from our position stated above, we would not object to deferment of any signing on behalf of China until governmental situation is clarified, if it should prove difficult to obtain a swift agreement among the Allies on the question of Chinese representation.

5 総理は、19日午後1時帰京された。井口次官は、回答案について、総理と相談した。その結果、総理の意見で、回答案から「日本政府は、国民政府が自由世界の一員として強化してゆくことに関心をもつ」という文句と、「中国代表問題について連合国間に短期間に妥協点を発見せられることの困難な場合には、米国政府が、「政府の地位が明らかとなるまで中国代表の署名を延期せられる」ことになんらの異存もない」の文句とおとし、その趣旨を口頭で付加することになった。

で、わが方の回答は、次のようになった。

SECRET

A. We do not like signature by Communist regime.

B. We consider it desirable to have the Chinese Nationalist Government sign concurrently and at the same ceremony with other Allied Powers.

Because of our fervent desire for an early majority peace we would be much disappointed if the signing of the treaty were to be delayed on account of a procedural question.

6 19日午後1時半、回答は井口次官からシーボルト大使に手渡された。

すると、大使は、「国民政府が他の連合国と同時に署名する方式は英国などの反対で問題となつているので、その代りにどの方式をとるべきかが問題点であることや中国の

署名を延期させる方式は米国上院内の空気からみて条約成立を危険にするおそれあることや各方式についての長所短所を吉田総理に説明しておいたのに」と述べわが方の回答に意外の表情を示した。井口次官は、話がちごうので、「そうとなれば、問題はきわめて答えやすい。B1もだめ。Cもだめ。となればBの2か3かということになり、まず2、それから3となろう。3でもかまわぬ。日本は条約を成立させるため必要なら3でもよろしい」と答えた。

話しのついでに次官から「今後はかような手ちがいをさけるためこの種の問題は総理にもつてゆかず、直接事務当局に照会してくれ」との趣旨を述べたにたいし大使は「そうも思つたが、こんどは、ダレス特使からとくに吉田総理の意向をたたけとあつたので、目黒に出かけたのだ」と説明した。

上記1～6に述べた1951年5月の中国問題に関する日米間の照会応答の経緯は、当時筆者の作成したメモ「中国代表問題」(付録2)に詳細に記載されている。ついて見られたい。

第4 1951年6月10日のソ連政府の覚書

1 対日平和条約について米国案と英国案との間に最後の調整を試みるための米英会談は6月4日ないし14日ロンドンでダレス特使とモリソン外相の間に取り行われた。6月14日発表された共同声明は、両代表が対日平和条約案およびすべての関連事項について完全な合意に到達したことを明らかにするとともに米英両国がこの重要かつ複雑な問題にたいし合意に到達した事実は両国の目標の深甚なる本質的な合致を強調するものであるとした。共同声明は、さらに語をつづけて、ロンドン会談はその前に行われた米仏パリ会談とともに英連邦諸国をふくむ対日戦争に密接な関係を有する諸国政府との長期にわたる協議の一部を成すものである、これらの政府は、現段階においていまだ条約案にたいし言質を与えていないけれどもその大綱はこれら政府の大多数によつていだかれて見解と合致するものと思う、条約は米英両国政府によつて承認さればまず主として対日戦争に関係した諸国と再び討議され、その後直ちに日本と戦争関係にある他の諸国に回付されでうるかぎりすみやかに意見を回示するよう求められよう、しかる後条約最終案文の起草に進みたいと述べ、最後に両国政府はソヴィエト政府が条約に署名することを希望するけれども条約は日本と戦争関係にある諸国間の協議でう広汎な

基礎の上に作成せらるべきであつて米・英・ソ・中4国外相会議において作成せらるべきであるというソヴィエト政府の執ような主張を受諾することはできないと結んでいる。

共同声明の原文は付録3に収録してある。

2 6月15日午後6時シーボルト大使は目黒官邸に総理を来訪し上記米英共同声明のテキストを手交すると同時にロンドン会談に参加したアリソン公使が24日直接東京に飛来してロンドン会談の模様を日本に知らせる予定であることを告げダレス代表は直接ワシントンに帰つた一、かつ、6月10日付のソ連政府の覚書を残していつた。

3 ソ連政府の6月10日付の覚書は米国政府の対日平和条約案にたいするその立場および見解を詳細に論述した長文のものである。受領した英文覚書は不完全な、判読に苦しむものであつた。完全なものが付録4の「対日平和条約およびサン・フランシスコ平和会議に関する米ソ両国政府間の往復文書」のなかに収めてある。これらの文書は Documents on International Affairs 1951 (Oxford University Press, 1954) から収録した。

この覚書の「米国の対日平和条約の基本的立場について」のなかのF.「領土問題に関するカイロ宣言、ポツダム宣言およびヤルタ協定の実施について」においてソ連政府は

「周知のようにカイロ宣言は台湾および澎湖島を中華民国にかえすべきであるとのべている。中華民国は中華人民共和国になつたし (has been transformed)、中華人民共和国こそが中国人民の意思を代表しうるのだから台湾と澎湖島を中華人民共和国に返還すべきことはまつたくあきらかである。そうしなければカイロ協定は実行されないだろうし、その一切の責任は米国政府が負うべきである」

と述べさらに、2.「単独講和にかわり対日全面講和条約を準備することについて」のBにおいて

「ソヴィエト政府は5月7日付覚書のなかで対日講和条約の準備から中国を除外すべきでないことを強調した。中国人民は中国に侵入した軍国主義日本と多年にわたり困難な戦争を行なわねばならなかつたし、この闘いでとくに大きな犠牲をはらつた。だから中華人民共和国政府は中国人民の意思を代表する唯一の合法的な政府として極東の恒久平和確立に役立つ条約準備から除外さるべきでない。本年5月22日付中華人民共和国政府の声明はその合法的権利と条約準備にたいする特別の関心を実証するものであり、他の国はこれを無視することはできない。しかも米国の条約草案と5月1

9日付米国の覚書はつぎのことを証明している。すなわち米国政府は台湾と澎湖島を中国に返還することをきめたカイロ協定の実行を拒否することにより自国領土にたいする中国の民族的権利を公然とふみにじり、また中国を対日講和条約の準備から除外している。

米国政府は定められた講和条約の準備手続を拒否し中華人民共和国やソ同盟およびその他の関係諸国を条約準備から除外しようとしてつとめている。しかもこれら諸国の合法的な権利と利益を無視して日本にたいし思いどおりの条約条件をおしつけようと考えている。というのは米占領当局に依存する日本政府が米国とすすんでこのような交渉に応じようとしているからである」

とはげしい語調で中華人民共和国を条約準備に参加させ条約に署名さすべきであるとの主張に立つて米国の態度を攻撃している。

6月10日付ソ連の対米覚書(日本語訳文)は駐日ソ連代表部によつて東京でも各方面に配布された。付録4に英文とならべて収めてある。上記の引用はすべてソ連代表部配布の日本語訳文によつた。

第5 1951年6～7月の日米交渉

1 ロンドン米英会談に参加したアリソン公使は、連絡どおり、6月24日午前空路東京に到着した。

2 25日午後外務局で井口次官(西村同道)はアリソン公使と会談しロンドン会談で作成された米英妥協の条約案について説明をうけた。ちなみに新条約案文は28日と29日の両日にわたつて交付をうけた。2日にわたつたのは先方における案文の整理に手間どつたせいと推測される。

条約案の説明を終えた後アリソン公使は「全般的問題に移ろう。中国代表問題がそれである」といつて

「極東委員会の構成国の中共承認国と国府承認国との割合は6対6である。条約に国府代表が同時に署名するとすると英連邦諸国は英本国に同調しようから、米・比・国府だけになつてしまう。英国の提案は「極東委員会構成国の3分の2が賛成する政府が平和条約に加入しうる」この方式であつた。これは、委員会が条約後も存続して日本の外交政策を規制することとなるので、米国は反対した。米国は、「条約に署名しなくても条約上の権益を享有しよう規定し、ただし条約が成立した後で最も関係

のふかい国（日本）がその扱ふ政府と2国間条約一同じ内容の一を締結する、方式を提唱した。結局これにおちついた。目下米英間に最終的な打合せ中であるが、確定すれば公表されるであろう。平和条約後いくばくの時間が経過してから日本は選択をなすかの問題がある。日本政府の選択がいずれにあるかは知っている。何時にするか。

Reasonable time が必要であろう。すべて日本政府の良識にまかしたい」

とのべ、ついで賠償その他の問題に移った。

3 28日午後総理—総理は23日から関西旅行にで27日帰京した—は目黒官邸でアリソン公使（シーボルト大使同道）と会談した。むろん新条約案に関する話しあいであった。そのうち総理が、

「中国代表問題について、新聞はいろいろ報道している。米英会談で決定された方式では、問題の解決を将来にのばしたということになりはしまいか」

といわれたにたいしアリソン公使は、上記の25日井口次官に与えた説明をくりかえした後、

「同じアジア民族国たる日本は、アジア民族国たる中国との関係について、西欧諸国より賢明に行動されうのではないか。中国のどの政府と平和条約を結ぶか、また、平和条約を結ぶ前においても通商協定を結ぶかなど、日本の手で、うまく決定し実行されたい。米国としては、中共といつしよに署名することはできないことであるから、妥協案のような方式以外に手がなかつたと思う。

早期講和を実現し、日本が自主独立の国として自らの判断によつて解決するのが一番いいのではあるまいか。各国はアジア民族国としての日本に信頼をおいている。講和問題について日本にたいしいろいろのことをいつても、日本に信頼はおいている。日本がこの難問を解決する外あるまい。英国で、国府と同時に調印することに反対なのは労働党のみならず—6票の多数しかもたぬ労働党内閣の対議会策の困難を考えていただきたい—保守党も然りである。華府における中国代表問題についての公表は延期された」

と熱心に弁明した。

第6 1951年7月13日の総理の内奏

1 アリソン公使は7月3日帰米の途についた。

(10)

アリソン公使は12日ごろ米英条約案は公表されるだろうともらしていたが、7月7日夜急にシーボルト大使から条約案を政府に交付する旨の連絡があつて夜10時条約案の交付をうけた。その際参考としてもらつた連合国政府あて覚書には(1)条約案は12日公表の予定であること、(2)20日ごろまでに意見を回示してほしいこと、(3)これらの意見を考慮してさらに条約案を作成して回付すること、(4)調印のための会議を9月3日に招集する意向であること、などが表明してあつた。

2 7月13日午前、総理は参内してアリソン公使との会談および米英条約案の内容を中心に内奏された。内奏資料として「平和問題に関する総理の内奏資料」1951・7・13なる相当長文の書きものを総理にさしあげておいた。その6（条約案の内容を説明している部分）のなかで中国代表問題について次のような説明がくわえられていた。

「中国代表問題につきましては、第26条に規定があります。日本は、平和条約実施後3年間は、1942年1月1日の連合国共同宣言に署名または加入した国で日本と戦争状態にある国（中国もその一つであります）とこの平和条約と同じ内容の平和条約を締結する用意あるべきものとあります。いいかえれば、連合国から要求があると、これと同じ内容の平和条約を結ばねばならないのであります。条約は、連合国のどの政府とはいつておりませんので、中国の国民政府と北京政府とのどちらから申出があつたら平和条約を結ぶかは、日本政府が決定しなければならぬことになります。この日本政府がふたつの政府のうちの選択をするというところで、米英は妥協したのでありましよう。中国との平和条約締結問題は、講和後の重大問題のひとつだと思います。」

第7 1951年8月6日付総理のダレス特使宛書簡および8月10日のダレス特使の意見回示

1 8月4日井口次官とシーボルト大使との間できたるべき平和会議にたいする日本の全権団の構成や中国代表問題などについて非公式に意見の交換がおこなわれた。報告をうけた総理は8月6日付ダレス特使あて書簡をもつてこれらの問題に関する政府の見解をあらためて申しおくられた。総理の書簡は付録5に収録してある。

この書簡で、総理は、代表団の構成について政府が超党派的代表団を派遣すべく努力中であること、近く臨時国会を招集して代表団任命の承認を求める所存であることおよび各党派の態度などを説明した後、中国代表問題について

(11)

「中国問題に関する貴台の御懸念はわたくしのよく了解するところであります。当面のところ、わたくしどもは、台湾政府に経済顧問を派遣し（元大蔵大臣河田烈氏が大蔵省によって推薦されています）、また、平和条約の調印にひきつづき台湾に政府在外事務所を設置することを計画しております。日本政府が共産政権と2国間条約を締結する意思を断じて持たないことを貴台にたいし最も確乎と保証することができます」
とのべられた。

2 この書簡にたいするダレス特使の意向は、8月10日午後の会談の際シーボルド大使から井口次官に伝えられた。

中国問題については、

「中国問題について中共と2国間条約を結ばないとの確約をえたるをよろこぶ。特使のコメントとして、国府は全土・全人民に対して実効的な政府でない事実を無視はせぬ。しかしなお正統政府として存立しておる。対日宣戦をし、国連加盟政府であり、他の国際機関加盟政府であり、相当の資源と人口と領土とを支配し、経済的にも日本にとり相当重要である。この事実を考慮いただきたい。但し、最終的な決定は、もちろん、日本政府にある」

という趣旨であつた。特使の意向は8月11日午前、箱根に避暑中の総理に伝達した。

詳細は、付録6に収録してある当時作成のメモ「ダレス特使の意思表示」（1951・8・14）参照。

第8 サン・フランシスコ平和会議

I 議場で

1 サン・フランシスコ平和会議は、9月4日午後7時の開会式にはじまり9月8日午前10時からの調印式をもって終つた。

2 5日午前の第1回全体会議は議事規則の採択と議長・副議長の選挙を目的とした。ソ連代表は、ここで中共代表招請問題を提起し、議長アチソン代表と激しい応酬を重ねた。

アチソン仮議長が開会を宣して最初の議事は議事規則の採択と議長・副議長の選挙であると述べ、11箇月にわたる外交交渉によつて作成された条約文に調印するための会議であることを強調し、ニュー・ジージーランドとキューバ代表が米英全権団起草提出にか

かる議事規則案の採択を支持した後をうけて、ソ連グルムイコ代表は発言を求め「議事規則を採択する前に決定すべき他の事項がある」といつて中共代表招請問題を提起した。同代表は、中共代表を会議に招請すべき理由として、

(1) 中共は、中国人民の唯一の法的代表であり、対日平和条約の準備および極東の永続的平和について特殊の利害関係をもっている。

(2) 中国人民は、長い年月にわたつて日本の侵略と戦い最も重大な損害をこうむつて

いる。
(3) 中国は、対日戦争の遂行および戦後処理に関し第2次世界戦争中締結された国際協定すなわち1942年1月1日の連合国宣言、1943年のカイロ宣言、1945年7月26日のポツダム宣言、8月2日のポツダム協定その他の主要な当事国の1員である。

(4) 中国は、米・英・ソとともに1945年9月2日、日本の降伏文書に調印している。

(5) 中共政府は、かようにして、当然対日講和問題に参加する正当な権限をもっている。1951年5月22日および8月15日の声明で、中共政府は、このことを確認している。

(6) ソ連政府は、米国の対日平和条約案に関する1951年5月7日および6月10日の対米覚書で、中共を除外することは不法であり、許すべからざることである旨申し立てている。ソ連政府はいまなおこの見解を固執するもので中共を除外しては極東の永続的平和はとうてい確立できないと考える。

とのべた。

3 アチソン仮議長は「会議がいま議論しているのは議事規則の採択である。議事規則は動議によつて提出され支持され、その採否について議論が開始されたところである。

この時機にその他の事項を議論しようというソ連代表の提案は却下すべきもの（out of order）と裁決する（rule）」と宣した。チェコスロヴァキア代表は発言を求め、ソ連提案を支持して、中共招請問題の討議を求めた。議長は、「自分の裁決にたいしてはなんら異議の申立（appeal）はなかつた。議事規則の討論がつづいている。発言者はないか」と議場に呼びかけ議事規則案の討論をつづけようとした。しかしソ連代表ふたたび発言を求め、

「議事規則はまだ採択されていない。だから、ソ連提案が議長にとつて気持のいいものではないからといってそれを討議してはならぬということにはならない。ソ連代表団は仮議長の裁決に同意しない。この裁決に異議を申立てる。これは会議の構成に関する問題であつてまず最初に議論すべきものである」

「仮議長は議事規則が採択された後ソ連提案を討議しようといった。それは論理的かもしれないが、この場合仮議長の決定は間違っている。会議に参加する権利を有するすべての政府は会議の議事規則の討議に参加すべきものであるからである。仮議長の裁決に不服な代表団はほかにもある。会議のみがソ連代表団が提起した問題を決定することができる」

と中共代表招請問題の討論を迫つた。

4 アチソン議長は、しかし、「いま会議の仕事は議事規則採択の動議である。しかし、この動議が議場にかかつている限り他の問題を討議してはならない」とふたたび裁決し、「会議は議長を支持するかどうか票決をとりたい」と各主席代表に挙手を求めた。

5 しかし、ソ連代表は、議長の裁決に反対を表明し「仮議長なるものはいずれかの代表がその裁決に反対すれば会議自体をして問題を決定さすべきであり、代表の意見も聞くべきである。わたしは前に会議はまず議事規則を採択しつづいてソ連はこの問題を提起するといった。議長も同じ意見だつたらそれを宣言されるだろうと思つたが議長は宣言されなかつた。ソ連代表団は、だから、会議が会議として決定をするまでこの問題を提起しつづける。ポーランド代表が発言を求めている。代表の発言権を無視するとは意外である。ソ連代表団は議長が他の代表団のエレメンタリーな権利を考慮されるよう要請する」とポーランド代表の登壇容認を求めた。

6 ここにおいて議長は、ポーランド代表に5分間の発言を許し、同時に、そのあと他の1代表に同じく5分間の発言を許し議長の裁決に賛成論を展開させ、しかる後議長の裁決を会議の票決に付することとする旨を宣した。

7 ポーランド代表は、数回挙手して発言を求めたにかかわらずこれを無視して発言を許さなかつた議長の司会振りを責め、「発言を許しても5分間に限定するとは基本的権利のじゅうりんである、議長の裁決こそ out of order かつ法的根拠を欠くものである、中華人民共和国の招請は対日平和に関しきわめて重要な問題であるとして、対日戦に

における中国人民の苦闘を強調した後、しかるに日本から数千哩はなれた米英は対日戦の最大の犠牲者しかして最も隣接者たる中国を招請しない、平和条約はもともと日本の軍国主義者どもの犠牲となつた日本の隣接諸国民のためのものであるべきである。19世紀初頭以来米国はアジア諸国を圧迫してきた今、米国政府は極東における最重要問題の一つの解決に反対している、恥辱である、一大恥辱である、かような事態にわれわれは抗議する、国際条約・国際協定がなくとも事実それ自体また国際関係の構成それ自体が中華人民共和国政府の出席を要求する……」とまくしたてた。

8 時計をみていた議長は、5分間経過するとすぐ「5分間が経過した。議長の裁決にたいし5分間賛成の発言を求める代表はないか」と議場に呼びかけ、英国代表が発言を求めているのをみて、これを許した。英国代表は登壇しようとしたがポーランド代表はなお壇上にあつて演説をつづけた。議長、再度席に帰えるよう要求するが、応じない。一議長、わたしは5分間だけしか喋べれないのですか、もつと長く喋べれるのか、会議で裁決してほしいと要求しているのです。

一あなたは out of order です。

一わたしの国は主権国であります。その代表団はその立場を陳述する権利があります……。

一席におもどりください。後日、この会議で他の問題を議論おできになります。今はわたくしども、議長の裁決の可否を論じているのです。あなたは5分間お喋りになりました。どうぞお席へ。英国代表が発言を許されています。

(ポーランド代表なお演説をつづける)

一あなたは out of order です。どうぞお席へ。

(ポーランド代表なお演説をつづける)

一どうぞお席へおもどりください。out of order です。どうぞお席へ。out of order です。

といつたやりとりがポーランド代表と議長の間でかわされているうちに英国代表がようやく登壇した。

9 英国代表は、「議長の裁決は会議に最初に提議され、かつ、支持された案件を論議しようというだけであつて代表の権利を阻害または会議が他の本質的な問題を討議することを阻害するものではない」として議長の裁決に賛成した。

10 ここにおいて、議長は票決を宣しその裁決を支持する代表の挙手を求めた。

その結果、35対3で議長の裁決は成立した。

ソ連代表は、中華人民共和国招請問題を議事規則採択後第1に討議すべき問題として提起することを留保する旨をのべ、議長は「本会議の手續に関する限りどの代表团もなにかを留保する権利をもたない。ソ連代表は議事規則案の討議の後中華人民共和国招請問題を提起するつもりであるとわれわれに予告したものと解する」と答え、会議は議事規則案の討議を再開した。

11 議事規則の採択一きわめて難渋な議論をへて一後、議長が議事規則第17条にしたがつて会議役員の選挙にはいろいろとすると、ソ連代表は、約にしたがいその提起した中華人民共和国招請問題を討議決定するよう議長に求めた。議長は、議事規則第7条一会議参加国に関する条項で会議参加者を「会議に参加するよう合衆国政府から招請された連合国政府によつてそれぞれ派遣された全権代表团」に限定している一を援用して、ソ連代表の提案を同条違反の理由で却下する、提案者が異議を申立てれば、会議が票決することになると裁決し、ソ連代表はげしく抗議した。議長は、ポーランド代表の発言を無視しつつ一同代表の演説は通訳されない一「異議の申立があつたから票決に付する」と宣して裁決に反対する代表の挙手を求めた。

議長の裁決は、結局、賛成46、反対3、棄権2で成立した。

12 このようにして第1回全体会議は共産3国代表によつて提起主張された中華人民共和国招請問題を片づけたのであるが、3国代表の口調は激烈で米英両国とくにアチソン議長を責めること痛烈で満員の傍聴席からの野次も激しかった。詳細は付録7として収録してあるサン・フランシスコ平和会議の Verbatim Minutes について承知ありたい。

なお、当時会議を終えて帰国された全権吉田総理の会議経過に関する内奏資料として作成した文書には、第1回全体会議について次のように説明してある。この文書は全権団が帰途ホノルルに1泊した間に西村が起草し浄書したものを翌日機上で総理に手渡し原稿を記録にとどめておいたものである。したがつてこの文章には当時議場にあつて壇上でくりひろげられる議論と議場の空気につよく刺戟された起草者の印象がのべられている。

「.....5日午前の第1回全体会議は、議事規則の採択と議長および副議長の選挙を行つたのであります。今回の会議を通じて一番興味をもたれたのは、この会議でありました。けだし、会場に出席しているソ連、ポーランド、チェコが会議の成功を妨げるためにどのような作戦にでるかが注目されていたからであります。米英側では、ソ連側の議事妨害をうまく阻止する仕組になつて議事規則案（例えば会議の目的は、平和条約の署名にあることを明らかにし、各国全権の発言時間を1時間に限定する等）を提案しておりました。ところが、ソ連代表は、予想されたとおり、この会議に中共代表を招請すべきであるとの主張をもちだし、従来国連その他の国際会議で主張してきているところを長々と繰り返したのであります。ポーランド、チェコがこれに加担したこと、もちろんであります。アチソン仮議長は、会議が議題にしているのは議事規則の採択であつて、中共代表招請の動議は却下する（アウト・オブ・オーダー）と裁決し、その裁決を会議の票決に問い35対3で成立しまして、ソ連の中共招請を軽く斥けたのであります。米英側の議事規則案に対しても、ソ連、ポーランド、チェコは数多くの修正案をだしたのでありますが、すべて、賛成するものは3国以外になく、票決で不成立に終わり、最後に、米英提案の議事規則案が48対3の絶対多数で採択されました。ここに至るまでのアチソン仮議長の議長振りは、冷静、沈着、寛厳宜しきを得、堅実、正確、ソ連側をして乗ずべき間げきを与えず、巧妙を極めたものでありましたが、この米英提案にかかる議事規則がそのまま採択されたことは、爾後における会議の進捗を大いに助けました。.....」

13 9月5日午後の第2回全体会議で米国代表（ダレス）および英国代表（ヤンガー）は、条約案について交渉経過および内容に関する説明を与えた。そのなかでダレス代表は、中国問題について次の趣旨をのべた。

「中国の欠席は遺憾である。中国は日本の侵略から最も長期かつ深刻な損害をこうむつた。この会議で日中戦争に終止符がうてないのは痛恨事である。不幸、中国内戦と連合国政府の態度から発生した事態のために平和条項について中国人民を拘束しうる権利と権力の双方を有する単一の政府について一般的な国際合意が存在しない。中国について今の段階でいかなる行動をとるべきかについて多数の意見合致をみることはむづかしい。

合法性と權威とをあわせもつ一つの政府が中国にあらわれるまで対日平和を延期するか。中国に内戦があり中国について国際的意見不一致があるからといって日本に刑罰を課すことになつて、間違っている、残酷である、そして、馬鹿げている。

各連合国にその選ぶところの中国政府がいつしよに署名しないならば対日平和条約に署名することを拒否することができるとするか。これでは日本はたくさんの連合国と戦争状態に残ることとなりごく少数としか平和が回復できなくなる。残された道は、中国の署名なしに平和条約を締結し、中国と日本の2国をして中国權益の完全なる保護を保障する条件のもとに平和を結ばしめるほかない。

平和条約はこの道をとつた。第26条で中国はこの条約と同じ条件で日本と平和条約を結ぶ権利を与えられている。また、第21条で中国は平和条約に署名しなくとも日本による在中国特殊權益の放棄(第10条)および在中国日本財産の接收の利益(第14条(a)2)を自動的に享有する」

14 ヤンガー代表は、インドの不参加を遺憾とした後中国の不参加について次のように述べた。

「1937年以来中国人民は日本の侵略にたいする抵抗において勇断果敢な役割を演じた。中国は、だから、対日平和についてどの国にもまさる発言権を有する。不幸、事実として連合国の間にどの政府が全中国人民を恒久的約束にしばりうる法的、また、実際上の權威を有するかについて意見がわかれている。中国を参加させようとするれば、この点について意見一致をみるまで待つほかないことになる。これは早急に平和条約を必要とするというわれわれの一般的合意にもとるものである。

かくて残念ながら中国の署名なくして平和条約を締結するほかないとの決定に到達した。同時に、条約は中国の署名または批准がなくても条約の主要な利益が中国人民に与えられるよう確保する条項を設けて中国人民の利益を保全している。

この手続は、条約署名政府の中国にたいしてとつている立場をなんら変更するものでない。英国は、中華人民共和国政府を承認しているが、この立場を維持する。日本は条約の予見する主権独立国としての権能を行使してその中国にたいする態度を決定すべきである」

15 米英代表の陳述につづいて9月7日午後の第7回全体会議まで各国代表の一般陳述

が行なわれた。そのなかには中国代表問題に言及するものもあつた。主なものを次に記録する。

グロムイコ代表の一般陳述は、日本の満州侵略から説き起し将来日本の侵略にたいしアジアの平和を保障するため実効的な措置を講じておくべきであるのに英米条約案は却つて日本の軍国主義を助長しようとするものである、対日平和条約案はすでに締結された平和条約の場合と同じくカイロ宣言・ヤルタ協定・ポツダム宣言・極東委員会の対日基本政策の原則にしたがい4国外相会議によつて準備さるべきであるのに英米はこれらを全く無視して自己に都合のよい条約案を提議している、中共・インド・ビルマの会議不参加は極東における真の平和回復を不可能ならしめるものであると激しい口調で英米を非難した後13におよぶ修正案を提唱したものであつた。そのなかでグロムイコ代表は、中国の不参加について要旨次のようにのべた。

「平和条約案作成権をせんだつした米英は条約案作成事業から中華人民共和国とソ連を排除した。2国の参加なくして日本との平和解決は不可能である。ソ連政府は1951年5月7日と6月10日の対米覚書でこのことを明らかにした。中国人民は対日抗戦で莫大な損害をこうむつた。かかる中国人民の唯一の代表者として中華人民共和国政府は対日平和条約案の作成から排除してはならない。1951年5月22日と8月15日の声明で中華人民共和国政府はそのことを明らかにしているが、それはソ連政府の全面的に支持するところである。米英のきびについて対日平和解決に特殊な利害関係をもつ中華人民共和国・インド・ビルマの参加しない平和条約に署名する諸国は、かかる不正・不法な行為から発生するであろう結果にたいし責任を負わねばならない」

16 エル・サルヴァドル代表は条約案を支持し欣然署名するものであることを表明しつつ条約案第2条・第3条・第6条・第11条・第14条についてその立場を明らかにした。そのうち第2条(b)に関する部分が中国代表問題にふれたものであつてその趣旨は、要約すればこうである。

「第2条(b)で日本は台湾と澎湖諸島を放棄する。エル・サルヴァドルはこれを承諾する。ただしその意義を明らかにしておきたい。侵略戦争を行いつつある中華人民共和国なるものは台湾と澎湖諸島を力をもつて併呑しようとしている。国際連合加盟国の一部にこの主張を支持するものがあるのは遺憾にたえない。中華人民共和国の實力に

よる台湾併吞を認めるならば、台湾を守ろうとする住民達にたいする血なまぐさい弾圧ならびに極東とくに韓国および日本における平和にたいする脅威を招来すること必定である。国連は侵略排除のための努力にたじろいてはならないし侵略者にその欲しがっているものをくれてやるようなことをしてはならない。住民にはからないで台湾の政治的将来を決定するようなことがあつてはならない。エル・サルヴァドル政府が日本の台湾および澎湖諸島放棄を承諾するのは、ひとえにこれらの諸島の政治的将来が住民の自由かつ明白に表示された意思によつて決定されるようにするためである」

つづいて第2条(c)・第6条(a)について所見をのべた後、中華民国政府が会議に参加していないことを遺憾として

「現在台湾に本拠を有する中華民国政府がこの会議に代表されていないのは残念である。民国政府は国連加盟国の¾によつて承認されているに反し人民政府はかろうじて¼によつて承認されているにすぎない。さらに国連にたいする忠誠と極東における侵略にたいする堅固な抵抗意力によつて民国政府はこの会議に代表をおくる資格をもっている。中華民国軍が朝鮮において国連軍に参加していないのは民国の意思とはかわりない事情による。したがつて日本が平和条約によつて主権を回復するあかつきには中華民国と国交を正常化するよう希望する」

とのべた。

17 セイロン代表は、条約案は日本と平和を討議する意向のある国々の間で可能な合意の最大公約数を表現したものである、セイロン・インド・パキスタン3国は日本を自由にすることを主たる目的とした、日本を自由にすることはこの条約案で完全に具現されている、しかし日本の自由自体と係りのないほかの事項（領土や賠償）については諸国間に意見がわかれて条約案は多数派の意見によつて作成されている、セイロン政府としては条約案とちがつた解決方法を採用してもらいたかつたが多数の国々がそちらを可とする以上条約案に署名するにやぶさかでないとした。

18 チェコスロヴァキア代表は、極東諸国民を日本の新たな侵略の危険から救うと同時に日本国民のため独立と経済・文化の平和的な発達を保障する対日平和の実現を意図してサン・フランシスコ会議招請を受諾したという言葉で陳述を開始し、長広舌をふるつて中華人民共和国政府のために弁ずるところがあつた。要約すれば次のとおりである。

「………1951年8月15日の声明で中華人民共和国周外相は「アジアの平和を回

復し極東問題を解決するため対日平和会議はソ連政府の提案するとおり対日戦争に参加したすべての国々の参加のもとに開催さるべきである。また、中華人民共和国政府は联合国宣言・カイロ宣言・ポツダム宣言・極東委員会策定の対日基本政策を基礎にして対日平和問題につき対日戦参加諸国と意見を交換する用意がある、旨を明らかにした。ソ連と中華人民共和国はこのためにあらゆる努力をした。極東の地図を一べつすれば中国の参加なくして対日平和を議するの荒唐無稽なること瞭然である。数世紀間中国および中国人民をさくしゆした軍国主義日本その他の諸国を打倒した中国人民は今や中華人民共和国政府のもとに一致協力して政治・経済・文化の分野で偉大な業績をあげ、自由・独立・よりよき将来のため闘いつつある全アジア民族のためよき手本となつている。歴史を通じて中国人民は侵略者だつたことはないばかりか、かれらはすべての侵略者にたいし不撓不屈の抵抗心を示した。日本の中国侵略20周年記念も間近い。この間中国はばく大な生命財産の損害をこうむつた。長期にわたる英雄的な防衛戦のあと中国人民は日本帝国主義を破りさつた。今日、伝統に忠実なる中国人民は不撓不屈の精神をもつて、中国における偉大なる成果と偉大なる平和的再建を妨害しようとするアメリカ帝国主義と闘いつつある。中国人民にたいし伝統的に敵意を有する合衆国政府は、アジア諸民族にとつて最も緊要な利害関係のある問題がアジア最大のそして世界最大の民族の参加なくして解決されるという不合理極まる事態にこの会議をもつてゆこうとしている。侵略にたいする抗戦たと戦後の処理たとを問わず中国はつねに決定的な役割を演じてきたが、中国の極東において占める地位にかんがみこれは当然のことである。1943年10月30日の一般安全保障に関する4大国のモスクワ宣言に中国を署名国としようと提議したのはアメリカ合衆国政府自身ではなかつたか。カイロ会議に中国は参加した。ポツダム協定に中国は参加した。外相会議の一員にもなつた。彼此思い合せれば、対日平和条約の準備のみならず起草からも中国を排除する権利を専断的に一国政府が僭奪するとは前代未聞である。アメリカ政府の対日平和条約作成の方法は不法である。中華人民共和国の参加なくして真の対日平和解決を達成することは不可能である。

会議招請状をみると、この招請状は「特殊事態の存在する国を除く、連合国に発出されるものであるとある。」「特殊事態の存在する国、とは中華人民共和国を指すものと思う。アジア最大・最強国たる中華人民共和国の領域内に存在するなにもものをもつ

て「特殊事態」というのであるか。国内の反逆と外国の侵略を打ち破つた大国。古代文化の正統な相続者。人民の全幅の信頼を享受する政府。アメリカの占領下にある台湾を除き完全なる支配下にある領土。民主主義諸国との友好関係の保持。これら中華人民共和国に存在する事態はこれすべて平常であり健全である。しかし、これらの事態はこの会議の招集国たちに気にいらないということはあるかもしれない。自国のための戦略基地・商品市場・原料供給地としてアメリカ合衆国政府がえがいていた中国未来図には合致しないかもしれない。が、もういわゆる「特殊事態」が平常のものとしてうけいれらるべき時はきている。」

中華人民共和国のため弁じたあとチェコスロヴァキア代表は、おもむろに非難攻撃の鋒先をアメリカによる日本占領管理と平和条約案作成方法およびその内容に向けソ連の修正提案をつよく支持した。

19 パキスタン代表は、演説のはじめのほうで、「かつて国連憲章を作成するに当つて高らかに声明した言辞を行動をもつて実証しようとするこの場にすべての連合国が参集していないのは不幸である。日本侵略の最大の犠牲者であるが故に最もよくそれを実証しうるはずの偉大なる1国民が、たれがかれらを代表しうるか点について連合国間に意見の不一致があるために、この会議に代表されていない。われわれにとつてはもはやなんの疑問もない事柄であるけれども、われわれとはちがつた見かたをしている国々もある。われわれにわれわれの見解をかれらに強制する権利がないと同様かれらにもかれらの見解をわれわれに強制する権利はない。この会議の参集が不完全であるのはまことにやむをえない」とのべて中華民国・中華人民共和国両政府の不招請という米英両政府の決定を弁護するところがあつた。

20 オランダ代表は「中国について、昨日この勇敢なる国民の代表がやむをえない事情からこの会議に出席していないことに遺憾の意を表したイギリス代表に同調する」と一言したあと平和条約案にたいするオランダの不満を縷々陳弁し、ニカラガ代表は条約案を支持したあと条約案にたいする非難五つ（(1)条約案はカイロ宣言に違反する、(2)条約案は大国外相会議によつて作成すべきである、(3)中共を招請すべきである、(4)条約案は日本の再軍備を禁止すべきである、(5)平和克復とともに外国軍隊は日本から撤退すべきである）をとりあげいづれも理由のないものと断じ、そのなかで中共招請論を「国際連合によつて韓国にたいする侵略者の烙印をおされた中共を招請せよとは言語道断である」とかたづけた。

21 カナダ代表は条約案を支持し、とくに漁業問題と通商問題にたいするカナダの関心を説いたあと中国問題についてこうのべた。

「カナダ代表は他の代表とおなじくこの会議に日本と不可分に交さくした運命関係にある偉大なる国民中国の代表が見えないのを遺憾に思う。しかし、この欠席は北京政府の責に帰さねばならない。北京政府がもし北鮮共産軍の侵略に加担しなかつたならば、もしこの侵略の拡大に力をかすかわりにその抑制に力をかしていたならば、北京政府はこの会議で中国民を代表して発言するようになっていたであらう。北京政府は無理押しで国際連合に参加できるものでないことを知るべきである。暴行または威嚇をもつてこのような平和会議に参加しうるものでもない。日本は極東における重要な国家であつてアジア大陸から離れて超然としてあることは不可能であるからして北京政府が中国の会議出席を不可能ならしめたことはますます残念である」

22 インドネシア代表は、陳述の末尾で「インドネシア政府にとつて中華人民共和国がこの会議に代表されていないのは遺憾である。けだし中国はわが国同よう戦争の結果大きな損害をこうむつたからである。」と一言した。

23 ポーランド代表は、演説の冒頭で戦争末期および終戦時に連合国にとりかわされた取極に違反して米国が一方的に対日平和条約案作成をすすめたことを非難した後

「ソ連政府が他の関係諸国を対日平和条約案の作成から排除しようとしていると非難するものがあるならば、それは政治的に全く無知であり国際的文書のいかなるものであるかを解しないものである。中華人民共和国がこの条約の作成に参加することを認められなかつたのは国際関係において最も非道い専断行為である。日本侵略の最大の犠牲者そして最大の抵抗者で人口5億を容する中国がここに代表されていない。平和条約に関する歴史のなかにこのような先例はない。米軍の占領し腐敗した民国政府の残党の逃避している台湾を除き中国全領土を統治する合法政府は対日平和条約にたいし意見を開陳する争うべからざる権利をもっている。合衆国は、この政府が植民的圧制からアメリカの搾取からアメリカ政策のかいらいたることから中国を解放したが故に、この政府を承認することを拒否した。國務省の中国白書—その著者はアチソン氏である—は合衆国が歴史の歩みをひきもどすためあらゆる努力を試みたことを認めている。しかし、その試みが成功しなかつたとき、そして、中国人民がついに祖国の主人公となつたとき、合衆国はこの事実を認めることを拒絶した。この事實は、しかし、合

衆国政府の専断的な決定よりも強力である。それは中国にとつてのみならず全アジア・全世界にとつて歴史的意義をもつものである。

中国をいれないで平和条約を起草することは、事実、平和とはなんらかかわりのない、そして、新しい紛争のはじまりでしかない文書の起草である。中国人民が極東平和の問題について意見を表明しないかぎり、われわれはこの条約に連結するすべての問題を完全に把握し極東平和の死活問題を勘案することはできないのである。にもかかわらず、この条約は中国の権利を認めないばかりでなく第26条で中国をこの条約に結びつけようと企ててさえいる。同条によると日本は他国なんぞ中国と平和条約を締結することができるのだが合衆国の条約案と同じ原則にしたがつて締結しなければならないとされている。合衆国が敗戦日本を通じてこの問題で人口5億の一戦勝国にたいし自己の意思を押しつけようとしていること否定すべくもない。史上未曾有のことである。ポーランド代表団の名において偉大なる中国人民につき用いられたかかる方法にたいし抗議する」

とのべ、ひきつづいてソ連代表と同趣旨の条約修正論を展開した。

24 各国代表の一般陳述は9月7日午後の第7回全体会議で終了し、同日夜8時開会の第8回全体会議で日本代表は平和条約受諾の演説を行なつた。吉田全権はその演説のなかで簡単に中国問題にふれて下記のようにのべた。

「中国については、2つだけ申します。第1に、われわれも中国の不統一のためその代表がここに出席されることができなかつたことを最も残念に思うものであります。第2に、中国との貿易の日本経済において占める地位は重要ではありますが過去6年間の経験が示しているように、しばしば事実よりその重要性を誇張されていることがあります」

25 吉田全権の受諾演説につづいてセイロン代表から議事進行について「(i) 11時まで30分を限度としてさらに陳述をしてもよろしい。(ii) 11時をもつて議事手続第17条5項(条約の各種用語テキストの合致に関する事務総長の報告)と6項(条約調印式)を除き会議の事務はすべて終了する」との動議提出があり、キューバ代表これを支持したが、ソ連代表はソ連の修正提案を取りあげ討論票決するよう主張した。議長とソ連代表との間に押し問答を重ねた末、結局、セイロンの動議が採択され一般陳述が再開されてソ連がその第1陣をうけたまわつた。ソ連代表はその条約修正提案の討論票決の必要をくりかえし、「ソ連提案は、平和愛好国とくにアジアの平和愛好国の目的に合致する。

が、米英条約案の作成者たちの希望には反するかもしれない。この会議に出席しているということは2、3の演説に耳を傾けまたはそれを点検すると、対日平和条約の締結について基本的な権利をもつ政府がこの会議に出席していることがお解かりになろう。これらの政府は条約に署名するだろうか、しないだろうか? 署名する、しないは事態を変更しない。が、ここに忘れてはならない一つの事実がある。それは、人口4億の中国人民がこの会議に出席していない、それも中国人民の出席が合衆国のあるサークル—これらの人達は中国人民の偉大なるぎょう望を見ようともまたこれに一べつを与えようともしないし、また、日本侵略の再発と日本軍国主義の再生を防止するよう起草された対日平和条約を研究し考慮しようともしないのである—にとつて都合がよくないというだけの理由からである、ということである」とのべた。ここにおいて議長は、ソ連代表の言及する修正提案はさきに提案としてなされたものでなく一般陳述としてのべられたものであることを議事録を証拠に指摘し、この機に条約修正提案を議論するソ連の発言にたいし議事手続によつて「却下」を宣告し、異議の有無を議場にはかつた。ポーランド代表が「国際会議に参加の主権国家にたいし修正提案権を否認するとは百年にあまる国際会議史上未曾有の無茶な議長裁決 (Ruling)」ときりだし会議が会議と称しつつ会議の実体をなさず一つの儀式にすぎない点について議長裁決に反対し、米国代表が会議招請にについて米ソ・米ポ間にとりかわされた文書によつてこの会議の性質は両国政府に誤解の余地なく説明してあつた事情を説明して議長の裁決に賛成したあと、46対3棄権1の多数をもつて議長の裁決は支持された。

会議はようやく正常に復して一般陳述を再開しソ・英・米3代表の陳述を聞いた。そのうち英代表は、中国問題に言及して、こうのべた。

「中国問題に関するかぎり、ソ連代表が問題の実体について意見をのべることをしなかつたことは、一目瞭然である。ソ連代表は、われわれすべてが直面しようと努力している事実—この会議が採用した解決がこしばかりの間は対日条約を可能にする唯一のものである事実—に直面しなかつたし、また、ソ連代表および同じ見解をとつた代表たちの演説では中国の欠席に懸念をもつ多くの代表たちに手助けとなるようなことはなにもいわれなかつた。しかし、アジアのために弁ずると称する人たちの演説について最も注目すべき特徴は日本の将来にたいする建設的な、または、経世家的な考慮が皆目ないということであらう。われわれとちがひ、ソ連代表は過去をふりかえるだけ

で将来をみていないようだ。われわれのうち多くの者が掛けにのべ、また、認めたようにわれわれはこの条約を合意することによって日本の将来のため積極的に一つの措置を執ろうとしているのである」

26 平和条約の調印は8日10時開会の調印式で行なわれた。調印にいるにさきだち、はじめて会議に出席した英モリソン外相は、アチソン議長の招請によって壇にのぼり一場の演説を行なった。外相は、条約の性格から説きおこし、つづいて

「会議は条約の条項を審議した。わたくしは、米英両主宰者を代表して演説するのであるが、条約に欠陥のあることを認めるにやぶさかでない。これらの欠陥はあるものにたいし他国にたいするより重大な関係がある。諸賢がこれらの欠陥を受諾されたことはわれわれすべてを勇気づける事例である。けだしわれわれの目的は平和にあり、そして、平和は努力と犠牲を要求するからである。

会議でこの条約の署名にたいし2、3反対の声があげられた一対日戦争でなんら目につく役割を演じていない、日本人の手でわずかの損害をこうむつたか、なんの損害もこうむっていない、そして、ほかの場所におけるかれらの記録にてらしてこの議場においてみずからの行為によつてその動機に疑惑の念を生ぜしめる人達の声である。かれらの議論には本来矛盾撞着がある。わたくしは、かれらがこの機会をとらえて巷の人たちに世界の政治に真に新しい章が開かれつつあることを感知させるような大きい温かい政策宣言をしてくれたならばと念ずる。不幸にしてそうならなかつた。にもかかわらず、わたくしはなお念じつづけよう。

かれらは、他のすべてのものの胸中に反響をよびおこすにちがいないと思うことをただ一ついつている。かれらは中国の欠席を慨嘆した。われわれもみんな慨嘆する。理由はもうよく解つている。しかしとにかく中国の正当な利益は条約のなかで注意ぶかく保障されている。

かようにして今や日本はその隣りの大国と今後の関係を調整する責務を負うこととなつた。われわれは中国がわれわれといつしよにここにおれないという不幸な事実を受諾する。しかしながら、中国なくしてはこのアジアの2大国の今後の関係について型式をあらかじめ定めておこうとすることはできないし、また、してはならない。この重大なる決定はかれら自身が下すべきものである。わたくしはかれらが賢明に決定することを望む」

とのべ、語をついで平和条約締結によつて日本と和解を実現する一方他の地点では侵略の再発を危惧せざるをえない世界の情勢を前に多数の問題の一挙解決をはかるよりも問

題をひとつひとつ解決してゆく方法を探るべきであるといい、極東が急激に重要性を増加しつつあることを指摘したあと

「この会議でアジアまたは世界の問題を考慮するに当つては中国を無視すべきでないとの意見がのべられた。同見である。同ように日本も無視すべきでない。日本の回復、自由および独立は中国と残余の世界との間に友好平常関係が回復されるまで延期すべきであるとの提言ほど平和を阻害するものはない。それは日本にたいしまことに不当不正であり、極東における紛争の因をなすものであつてイギリス政府の見るところでは危険な過誤を犯すことにならうと思う」

といい、最後に日本国民にたいする忠言をもつてその演説を結んだ。

中国問題についてモリソン外相が「この重大なる決定はかれら（日本国民）自身が下すべきものである。わたくしはかれらが賢明に決定することを望む」といつた際、その「賢明に」という短い言葉のうちになにを意味さしたか、容易に察知しうところである。

Ⅱ 議 場 外 で

27 吉田全権は、会議開会前9月2日午後6時パラス・ホテルにアメリカ代表団を訪問し、アチソン・ダレス代表らと会談されたが、会談の途中「ついでながら中国問題についてお考えを伺いたい」と前置きして

「条約第26条の規定は中国問題について日本に今直ちに国民政府と中共政府のいずれを選ぶかを決定することを要求するものではないと考えてよからうか」

と訊ねられた。これにたいしアチソン長官は

「それは左様である。今会議中に日本は第26条によつてどうするという事は絶対にいわないでいてもらいたい。国民政府を選ぶといえ、中共を承認している数多の国にたいして悪い影響がある。中共政府を選ぶといえ、国民政府を承認している多数の国にたいして悪い影響がある。（このときダレス代表、それでは米国の上院が批准しまいと口をさしはさみ満座失笑）。日本はこの問題を平和条約成立後じっくり考慮して決定するという風に応待してもらいたい」

と答えた。

長官の後をついで、ダレス代表は

「総理からの私信で自分は日本が中共と 単独講和をされる意思がないことを知っている。国民政府は国土の一部を支配しており相当数の人口をもち 国連の加盟政府であり日本と重要な経済関係をもっている。日本側で河田前蔵相を 経済顧問として台湾に派遣される考えがおありだということを聞いている。日本の大体の気持はわかっているように思うが、もちろんこれは日本政府の決定されるべきところである」
とのべた。

吉田全権は笑って

「先般国会における中国問題に関する 質問にたいする自分の答弁は 国務長官をおどろかした（サプライズ）ように新聞は報道したが」

といわれると、長官は

「自分もいつも新聞記者会見では当惑する質問をくつて閉口する」
と笑って答えた。

会談の詳細は、付録 8 に収めてある「総理・アチソン国務長官・ダレス特使会談録」について承知ありたい。会談録には上記応酬のところに「中国問題については長官がきわめて理論的に冷淡であるにたいしダレス特使は明白に 国民政府ひいきなることを示して、両者の立場の相違を痛感した」と当時会談に同席した筆者の感想が付記されている。

28 翌 9 月 3 日午後 2 時半合衆国代表部のスミス上院議員（代表代理）がマーク・ホプキンス・ホテルに吉田全権を訪ねてきた。同議員はキャッスル元駐日大使の手紙を持参し同大使の伝言を総理に伝えたあと両者の会談は中国問題に終始した。すなわち
スミス議員が

「米国で懸念されているところは、独立回復後の日本が、その経済的必要から中共大陸と単独講和を結びはしまいかという点である。昨年日本その他極東地域を訪問し日本の実情も心得ているつもりである。日米親善は必要でまた可能であると信ずる」
とのべたにたいし吉田全権は

「全く同感で日本国民も日米友好関係の増進に熱意をもっている。日本と中国の経済関係は想像されるほど大きなものでなく満州を除けば中国本土と日本との貿易は日本の全貿易の 6 パーセントくらいにしかならなかった。今日の中国は日本が貿易を発展させようとしても中共のほうでうけつけまい。中共は中共のタームスで取引しようと

いうにきまつている。日本が中共と単独講和しようとしても中共がうけつけないであろう」

と日本が中共といつしよになりはしまいかといった心配など 無用であるゆえんを説明し、さらに

「日本では今度の平和条約は、社会党や共産党を除き、絶対多数によつて支持されている。共産党の勢力は選挙ごとに退歩しつつある。国内勢力としては恐るるに足らぬと断言する。ただ国外における情勢による影響は別問題である」

などと話題は日米関係の過去・現在・将来の見通し、平和条約の批准の時期、マ元帥の近況などに移つていった。

会談の詳細は、付録 9 に収めてある「総理・スミス上院議員会談録」について承知ありたい。会談録の末尾には「傍にいた者の印象はきわめて友好的な日本の再興のためにはいくらかでも援助しましょう。ただ中共と手をくまれることだけではないでしょうねというもののごとくであつた」と記入してある。

29 9 月 4 日午後 5 時 2 0 分、吉田全権は、パキスタン首席代表チョードリ・モハメッド・ザフラ・ハーン外相を訪問し、同国の条約調印を要望された。外相は、きわめて友好的に条約調印の意あることを明らかにし、そのなかでソ連、国民政府、インドなどの態度について次のような感想を洩らした。

「この条約に反対を表明している国のうち、ソ連の態度は了解することができる。人世観や世界観の異なるソ連が反対するのは当然である。国民政府は条約から除外せられ台湾の帰属も不明であるので反対するのは当然である。しかも印度の不参加は理解し難い。中共政府を参加せしめなかつたからソ連と隣接している地理的關係上ソ連に同調したと見るべきであろうが、沖縄・小笠原の信託統治に反対しながら千島の問題にふれていないのは片手落と非難せられても抗弁の余地はあるまいと思う」

会談の詳細は、付録 1 0 に収めてある「パキスタン首席全権チョードリ・モハメッド・ザフラ・ハーン代表との会談録」について承知ありたい。

ともかく、サン・フランシスコでは、共産 3 国の中共支持は当りまえのこととして、モリソン外相の演説とダレス代表・スミス議員の談話とは中国問題に関する米英の考えかたの相違、わが国の決定にたいする期待の相違を如実に感じさせるものであつた。